

令和4年7月15日

第25回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第25回総会議事録

1. 日 時 令和4年7月15日(金) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 401号室
3. 出席委員 19名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      3番 柴山 栄重      5番 加藤 良子  
6番 中村 謙一      7番 野崎 俊幸      8番 浪岡 真澄  
9番 油井 妙子      10番 渡邊 俊春      11番 大宮 篤司  
12番 菅野 善晴      14番 渡邊 正芳      15番 尾形 寅昭  
16番 古関 恵子      17番 関 健一      18番 安田 善喜  
20番 黒澤喜久夫      22番 阿部 哲也      23番 穴戸 薫  
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員  
4番 吾妻 良博      13番 菱沼寿美恵      19番 渡邊 友一  
21番 齋藤 貴裕
6. 事務局の出席者  
事務局 長      関根 卓也  
次長兼庶務係長      佐藤 邦彦      主 査      齋藤 明子  
農地係長      阿部 三起夫      副主査      菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認について
- 第8号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

### 追加議案

- 第1号 福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 開会に先立ちまして、去る7月3日に満74歳でご逝去されました 佐藤 秀雄 様へ、哀悼の意を表して黙祷をさせたいと思います。皆さまご起立をお願いいたします。黙祷。  
(全員で黙祷)

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。  
ご案内の時間となりましたので、 穴戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 4番 吾妻良博委員、13番 菱沼寿美恵委員、19番 渡邊友一委員、21番 齋藤貴裕委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数23名に対し、19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第25回総会を開催いたします。  
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。  
3番：柴山栄重委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。  
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。  
会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。  
議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 議案第1号で申請取下げが1件ありましたので、議案第1号の件数が20件となります。  
【議案第1号から報告までを上程する。(205件)】  
合計205件、令和4年7月15日提出、福島市農業委員会会長 穴戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転14件、賃借権設定3件、使用貸借権設定3件の計20件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番から4番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番から4番までの4件であります。すべて所有権移転の案件でありまして、整理番号1番は、高齢により耕作ができなくなった譲渡人が、専業農家の譲受人に所有権移転す

るものです。整理番号2番、3番の譲受人の自宅の西側に隣接する農地を取得するものであり、耕作の利便性が、図られるものと思われます。整理番号4番は、農地を相続した譲渡人が県外に住んでいるために、譲受人に水田を託すものであります。譲受人の水田が隣接していることから、容易に規模拡大が図れると思われます。整理番号1番から4番までいずれも問題はないものと、区域協議会では判断をいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番

整理番号5番の説明をいたします。譲渡人は会社員であります。母親が元気な頃は梨畑として利用していたそうです。その母親が高齢になり、耕作できなくなったために申請地の隣の畑を耕作している譲受人に所有権移転をすることになったものです。今後はりんごを耕作する予定ということであり。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号6番から9番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番

整理番号6番から9番について説明いたします。まず整理番号6番ですが、これまで譲受人に田植えを依頼し、収穫はご自身で行っていたそうです。今回正式に賃借権設定をし、譲受人に耕作してもらうものです。整理番号7番と8番は関連がありまして、申請地は譲渡人が共有名義で相続した農地であります。その農地を譲受人が管理するということで申請があったものです。整理番号9番の申請地は、譲渡人の耕作地から離れた場所にあり、これまで保全管理をしていた農地になります。その農地を譲受人が薬物野菜を耕作したいと求めたものです。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号11番から14番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号11番の譲受人は80代の方ではありますが、後継者もおり、今まで借りていた農地を取得するものであります。整理番号12番の譲受人は、地域の担い手として大規模に営農されている方です。面積が大きい農地ではありますが、地続きの田んぼでありまして何ら問題はありませぬ。整理番号13番の譲受人も地区のリーダー的存在で立派に農業を営んでいる方です。整理番号14番につきましては、譲受人の自作地に隣接する農地を取得するものです。区域協議会では何ら問題ないと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号15番から17番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号15番から17番までの説明をいたします。整理番号15番、16番については、譲受人が会社を退職したため、自作地付近の農地を求めるものです。整理番号17番については、譲渡人は現在県外に住んでおり、申請地付近で耕作している譲受人に所有権を移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号18番から21番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	整理番号18番の譲渡人は、今年の大雪で育苗で使用していたハウスが壊れてしまい、今年からは田植えを断念せざるを得ない状況で、また高齢のため譲受人に賃借権設定をし耕作してもらうものです。整理番号19番の譲受人は、市外の法人が譲渡人の空いている畑で牧草を栽培する案件であります。近隣の畑ではソーラーシェアリングをしており、今後この申請地でもソーラーシェアリングをしていく予定でございます。整理番号20番、21番の申請地は隣接しておりほとんど一体化している農地であります。譲受人の法人がワイナリーで使用するぶどう栽培の規模拡大を図るものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から21番までの20件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお祈りいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号1番の申請者は、東日本大震災の避難者で、申請地の周辺は住宅地になっており農地への影響はありません。整理番号2番は自宅の脇に農業用倉庫を作るもので、周辺への影響はありません。区域協議会では問題なしと判断をいたしました。ご審議よろしくお祈りいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転7件、使用貸借権設定3件の計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお祈りいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について説明いたします。申請地は数年前から耕作しておらず空き地状態になっていた土地になります。周辺には住宅が立ち並んでいる場所で、自宅からも離れていて耕作には不便な場所でありました。今回、建売住宅敷地として所有権移転の話がまとまったも

のであります。周辺農地への影響も全くなく、区域協議会では問題なしと判断いたしましたのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番から4番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番の譲受人は、譲渡人の娘婿でありまして、分家住宅を建てるもので周辺農地への影響もなしということで区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号3番、4番の申請地は、譲渡人の自宅から離れたところにあり手が回らないということです。整理番号4番は、議案第1号で所有権移転し野菜を耕作する畑の側に、農業用倉庫を建てるものです。そして、その近くに、息子さんである整理番号3番の譲受人の住宅を作るものであります。周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番から7番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号5番、6番、7番の申請地は隣接しており、現在耕作はされていない農地であります。整理番号5番の申請者は親子であり、分家住宅を建てるもので問題はありません。整理番号6番は資材置場敷地としての所有権移転の案件、整理番号7番については、譲受人の住宅拡張敷地のための所有権移転ということで、区域協議会ではいずれも周辺農地への影響はなく、問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番から10番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号8番の申請人は親子で、分家住宅を建てる案件です。整理番号9番については、医療機関の駐車場に利用するための所有権移転となります。整理番号10番については譲受人

の住宅敷地として、実家近くの土地を求める案件となります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、6月23日に区域担当委員と事務局職員で現地確認をしてまいりました。昭和40年頃から耕作されておらず、周辺の山林と同化しております。進入路もなく、耕作は不可能であると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番についてご説明いたします。6月15日に区域担当委員が現地を確認したところ、もともと桑畑だったようですが昭和60年頃から耕作されておらず、現在は農地に入ることできないほど周辺の山林と一体化しておりました。区域協議会では山林と判断させていただきました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、



	<p>原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>11ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が66件、191,238.31㎡、所有権移転が5件、13,225㎡、福島県農業振興公社への貸付分が21件、55,683㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>まず一般分ですが、12ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
3番	<p>議長3番（発言を求める。）</p>
議長	<p>3番（発言を許可する。）</p>
3番	<p>整理番号1番は再設定でありまして、利用権の設定を受ける者は元気で大規模に耕作しておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号2番、整理番号2番から6番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
7番	<p>議長7番（発言を求める。）</p>
議長	<p>7番（発言を許可する。）</p>
7番	<p>整理番号2番、3番、6番については再設定でございます。現在適正に耕作されておりますので問題ないと判断しております。整理番号4番については、高齢になり耕作が難しくなったために利用権の設定を受ける者に耕作をお願いした案件です。利用権の設定を受ける者は後継者もあり、水稻、果樹なども栽培している方で問題ないと判断いたしました。整理番号5番について、所有者は相続で農地を取得しましたが県外に住んでいるということもあり、以前から利用権の設定を受ける者が耕作していた農地を、今回正式に契約するものです。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>区域番号3番、整理番号7番から15ページ23番までの17件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
8番	<p>議長8番（発言を求める。）</p>
議長	<p>8番（発言を許可する。）</p>
8番	<p>整理番号7番と8番は再設定でありまして、きちんと利用されておりますので問題ありません。整理番号9番から18番までの利用権の設定を受ける者は、地元でそばを作り、インタ</p>

ーネット販売も手掛け、生産から6次化までされている方です。整理番号19番の利用権の設定を受ける者は、積極的に営農されている方で、また農地利用最適化推進委員もやられており、問題ないと判断しております。整理番号20番は、これまでも借りていた畑を正式に契約するもので、きちんと栽培しておりますので問題ありません。整理番号21番、22番については再設定で、きちんと利用されているので問題ありません。整理番号23番については荒れている畑でありまして、これから重機を入れて整備し、来年から耕作する予定であります。区域協議会ではいずれも問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号24番から17ページ35番までの12件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求め。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号24番から35番までの説明をいたします。整理番号24番、25番の利用権の設定を受ける者は、地区内では指折りの大規模農家であり、問題なく耕作しております。整理番号26番は、利用権を設定する者が高齢のため、利用権の設定を受ける者が耕作することによって問題ありません。整理番号27番の利用権の設定を受ける者につきましても、立派に農業をやっておられる方です。利用権を設定する者が相続で農地の面積がかなり増えたということで、手伝ってもらうような形であります。整理番号28番につきましても再設定ということで、現在も耕作されており問題ありません。整理番号29番は、利用権の設定を受ける者の息子さんも農業をやっており、新規になっておりますが、これまでも借りていたということで、問題なく耕作されています。整理番号30番、31番の申請地については、畑が入り組んでおり接道がないということで、隣接した畑を耕作している利用権の設定を受ける者が耕作することによって問題ありません。整理番号32番、33番の利用権の設定を受ける者は、それぞれ立派に農業をされているので問題ありません。整理番号34番の申請地を、利用権の設定を受ける者の耕作地が隣接しておりまして、がんばって耕作しております。整理番号35番は再設定ということで、立派に耕作しておられます。区域協議会では整理番号24番から35番までのいずれも問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号36番から19ページ44番までの9件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求め。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号36番、37番、38番、39番、40番については、新規となっておりますが、これまでも耕作しており、今回正式に契約をしたもので、それぞれの利用権の設定を受ける者はきちんと耕作しているので問題ありません。整理番号41番から43番までの利用権の設定を受ける者は大規模に水稻栽培をしている法人で、問題ありません。整理番号44番については再設定で特に問題ありません。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号45番から24ページ60番までの16件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

20番 議長20番（発言を求める）

議長 20番（発言を許可する）

20番 整理番号54番から56番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番、一時退席願います。

20番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

事務局 議長、事務局（発言を求める。）

議長 事務局（発言を許可する。）

事務局 整理番号45番から49番、さらに54番から58番。60番の11件分につきましては、再設定でありまして、利用権の設定を受ける方々は、きちんと耕作をされておりますので、問題はございません。整理番号50番から52番、59番、こちらにつきましては、新規の設定となりますけれども、いずれも今まで耕作をされた方が耕作できなくなり、代わりに近くで耕作をしていた方が、利用権の設定を受ける者として耕作をするというものでございます。整理番号53番の利用権の設定を受ける者につきましては、現在、利用権を設定する農地の近くに在住しておりまして、意欲的に経営規模の拡大を図っている方でございます。いずれも区域協議会では問題なしと判断されたところでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号61番から66番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号61番につきましては、新規とありますけれども、今までも梨の栽培を継続しているところでございまして、期間が令和4年8月1日から1年間ということになっておりますが、令和3年の3月31日で賃借契約が終了しておりまして、その後手続きをしていなかったと

ということで、事務処理の手続き上新規になっております。今年いっぱい梨づくりを辞める意向もありまして、地域でも梨づくりができる人を探しているところがございます。整理番号62番、64番、66番の利用権の設定を受ける者が同じでありまして、整理番号62番の新規設定につきましては、水田を新たに借り入れるというところでの新規設定となっております。整理番号64番、66番は再設定です。整理番号65番は、利用権の設定を受ける者の自作地の隣の水田を借り入れて耕作するもので、問題ございません。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、26ページ、所有権移転分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 所有権を移転しようとする者は、現在介護施設に入居をされておまして、水田耕作ができないため、移転を受けようとする者に所有権を託すものであります。移転を受けようとする者は大変精力的に働いております専業農家でありまして、問題はないものと区域協議会では判断いたしましたので、皆様ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番は、この土地は以前から移転を受けようとする者が耕作しておまして、この度買い受けるというようなことでございますので、何ら問題なく今後も栽培されるものと思っております。整理番号3番の移転を受けようとする者につきましても、今まで耕作していた土地を買うというようなことでございますので、今後も営農されると思っておりますので、何ら問題ないものと区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番及び5番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号4番の移転を受けようとする者は、以前より梨畑を借り受けて耕作をしておりました。移転しようとする者は、もともと会社勤めで農業をやっておりません。この度、所有権移転ということで話し合いがまとまりました。移転を受けようとする者はかなり意欲的な農業者で、何ら問題ございません。整理番号5番ですが、移転を受けようとする者の自作地に隣接する水田を取得するもので、この方も意欲的な農業者でありまして何ら問題なしと区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、27ページ、福島県農業振興公社分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番については、昨年農地法3条許可申請によりまして新規就農された方が、農地中間管理機構への切り換えをする申請でありまして、解約手続きも議案書に記載されております。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番の説明をいたします。利用権の設定を受ける者は、りんご・ももを中心とした果樹農家でございます。利用権を設定する者が高齢になり、耕作が大変だということで、数年前から申請地を借りて、野菜を作っていたようです。そして今回正式に、農地中間管理機構を通じて手続きをしたというような内容でございます。現在、畑として整地されておりますので、区域協議会では問題なしと判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 現在は野菜を耕作しているという説明でしたが、議案書の利用目的は、ももでいいですか？

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 現状は畑ですが、ももの若い苗木を植えております。

議長 1番、よろしいですか。

1番 はい。

議長	その他ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号3番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者は、ネギを中心に野菜を作っておりまして、そこに利用権を設定する者が手伝いに行っております。今回は利用権を設定する者の畑も貸して、そのまま手伝っていきたいということで今回の設定になりました。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番から29ページ12番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号4番、5番については、以前から契約しておりましたが、賃借料の支払方法を変更するため新規設定となっております。整理番号6番については、申請地が利用権の設定を受ける者の耕作地に近いため、今年度から借り受けることになったものです。整理番号7番の利用権の設定を受ける者は、素晴らしい農家でありまして、耕作地に隣接した農地を借り受けて耕作するものです。整理番号8番については、利用権の設定を受ける者は後継者もおり、利用権を設定する者が高齢になったことで借り受けるようになったものです。整理番号9番の利用権の設定を受ける者も大規模農家でありまして、何ら問題はありません。整理番号10番の利用権の設定を受ける者も立派に農業をやっている方で、何ら問題ありません。整理番号11番、12番の利用権の設定を受ける者も立派に農業をしており、何ら問題ありません。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号13番及び14番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番 議長 〔一時退席する〕  
それでは、議事を再開します。  
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長 議長16番（発言を求める。）  
16番（発言を許可する。）

16番 議長 整理番号13番、14番についてですが、以前から契約しており再設定の予定でしたが、事務手続きが遅れたため新規になったものです。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長 議長1番（発言を求める。）  
1番（発言を許可する。）

1番 議長 新規と再設定の違いというのは誰が判断するのでしょうか。  
事務局、どうですか。

事務局 福島市長部局からの資料に記載されているものです。

議長 今後、調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見については、新規設定、再設定についての丁寧な説明をよろしくお願いたします。1番よろしいですか。

1番 議長 はい。  
その他ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕  
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号15番から31ページ21番までの7件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長 議長22番（発言を求める。）  
22番（発言を許可する。）

22番 議長 まず新規設定について説明いたします。整理番号15番については利用権を設定する者が耕作困難となったため、利用権の設定を受ける者に依頼したいということで新規設定となっております。整理番号20番、21番については、いずれも高齢になり耕作できなくなった方の水田を、利用権の設定を受ける者が借り入れるものです。整理番号16番、17番、18番、19番については新規となっておりますが、JAからの移行分であり、今までも耕作しておりますので問題ないと判断しております。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。  
20番、18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

20番・18番 (入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。

農地係長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

32ページをご覧ください。議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

33ページ、区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番(発言を求める。)

議長 8番(発言を許可する。)

8番 整理番号1番について説明いたします。地震の影響で酒蔵がかなりの被害があり、新たな場所に移転するものです。荒川の水を使用した酒造りも目指しているようですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番(発言を求める。)

議長 16番(発言を許可する。)

16番 整理番号2番については、農業用倉庫と駐車場敷地に利用するための申請です。整理番号3番については、分家住宅を作るための申請です。どちらも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番から7番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番(発言を求める。)

議長 22番(発言を許可する。)

22番 整理番号4番、5番、6番についてはいずれも、実家の隣接地に分家住宅を建築するための除外申請となっております。整理番号7番については、現況確認証明関係で、非農地判断に伴う除外申請となっております。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。



議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 34ページをご覧ください。議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく承認についての案件は、特定農地貸付法による市民農園開設について、農園開設者より承認を求められた案件です。申請にあっては、市民農園の利用者、貸付面積、貸付期間など法令に定める必要な要件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番の案件について説明いたします。申請地は、西道路のホームセンターのすぐ西側にある田んぼとなります。数年前からほぼ耕作されていない状況でしたが、そこで市民農園を開設したいという話が持ち上がったようでございます。ただし、所有者から開設者が直接借りることができないということで、市が中間に入り、特定農地貸付けを利用した案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特定に関する法律第3条第1項に基づく承認についての案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

次長 35ページをご覧ください。議案第8号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が7月27日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

36ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の申請者は、きゅうりの施設栽培をしております、すでに20年ほど営農している中堅農家です。5年後の目標も達成できるものと区域協議会では判断いたしました。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、37ページ認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番から6番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から6番までの申請者は、それぞれ専業農家としてがんばっておられます。5年後の目標も必ずや達成できるものと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号7番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号7番の申請者はフルーツライン沿いにある果樹園の経営者でございます。後継者、従業員等いまして、5年後も全く問題なく経営されると判断いたしましたので、ご審議お願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号8番及び9番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号8番の申請者は、野菜、水稲と幅広く営農しておりまして問題ないと判断しております。整理番号9番の申請者は、地区内の里づくり協議会とそばを作ったり菜の花を植える活動をしております。メディアにも取り上げられている法人ですので、問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号10番及び11番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号10番の申請者は、地区内で1、2位を争う大果樹園でありますので問題ないと判断しております。整理番号11番の申請者は親子3人ががんばって営農しておりますので5年後の目標も難なくクリアできるものと区域協議会では判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号12番から15番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号12番の申請者は、遊休農地解消のため、農地を集積し小菊栽培をするとのこととす。整理番号13番の申請者は養鶏で実績もあるので問題ありません。整理番号14番の申請者も一生懸命営農をがんばっているのも問題ありません。整理番号15番の申請者は、複合経営でがんばっております。いずれも5年後の目標を達成できるものと区域協議会では判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号13番についてですが、「飼料高騰対策として自家生産に取り組み」とありますが、経営面積以外に農地をお持ちでしょうか。また、この計画で収入は得られるのでしょうか。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 18番（発言を許可する。）

18番 養鶏で卵をやっておりまして、申請人は単価の高い卵を生産されておりますので、収入は問題ないと思います。申請人の営農している地域は、飼料用米の生産地になっておりまして、家族で飼料用米を生産しているほか、ライスセンターの役員もやっておられる方ですので、区域協議会では問題ないと判断いたしました。

議長 1番よろしいですか。

1番 はい。

議長 その他ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号16番から19番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番 (発言を許可する。)

22番 整理番号16番から19番の申請者は、いずれも30代、40代の若者であり、地域の中心  
的なメンバーでございます。いずれも果樹を中心とした家族経営で、しっかりと地域を引  
張っていく青年ですので、区域協議会では問題ないと判断しております。以上です。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、42ページの認定新規就農者について、区域番号6番、整理番号1番の1件、詳細は  
「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番 (発言を求めらる。)

議長 20番 (発言を許可する。)

20番 申請者は20代の方でして、祖父から受け継いだ農地できゅうり、水稻を作付けしておりま  
す。今後きゅうりを中心に収入を上げていきたいとのこと。意欲にあふれた若者でござ  
いまして、区域協議会でも応援して今後見守っていききたいと思っております。ご審議よろし  
くお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、  
原案のとおり決定いたします。

事務局長 議長、事務局長 (発言を求めらる。)

議長 事務局長 (発言を許可する。)

事務局長 追加の議案がございますので、ここで委員の皆さんに配布してもよろしいでしょうか。

議長 はい、お願ひします。

〔議案配布〕

議長 ここで、お諮りいたします。  
「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」の追加議案が提出されまし  
た。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、よってこれを議案に追加し、直ちに議題といたします。  
それでは、追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」  
につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長 追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」をご説明い  
たします。  
令和4年4月1日より1名欠員となっておりました福島区域の農地利用最適化推進委員につ  
きましては、欠員補充のため、6月6日から7月5日まで1か月間募集を行い、結果2名の

応募がございました。

農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項に則り、当該委嘱の公正性及び透明性を確保するため、7月7日に、農政部に設置された庁内評価会議にて選考を行いました。その結果のとおり、候補者の選任を決定いただくものでございます。候補者につきましては、議案書及び別紙の通りでございますので、よろしくお願いたします。説明は以上です。

議長 事務局より説明がりましたが、ただ今の案件につきまして質疑を行います。ご意見、ご質問、ございませんか。

〔質疑〕

議長 特に発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。それでは、追加議案第1号につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。追加議案第1号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手数確認〕

議長 賛成多数と認め、追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いたします。

農地係長 議案書43ページ報告第1号から54ページ報告第7号は議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第25回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

令和4年7月15日

これは、福島市農業委員会第25回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 3番 \_\_\_\_\_

議事録署名人14番 \_\_\_\_\_